

食品安全委員会第 293 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 7 月 9 日（木） 14:00 ～15:25

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 委員長代理の指名について

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 3 品目

①ニューカッスル病・マレック病（ニューカッスル病ウイルス由来 F 蛋白
遺伝子導入マレック病ウイルス 1 型）凍結生ワクチン（セルミューン N）

②鶏コクシジウム感染症（アセルプリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒 3 価生ワクチン（TAM））の再審査

③牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤

（①及び②は農林水産省、③は厚生労働省からの説明）

(3) 農薬専門調査会における審議状況について

・「ベンダイオカルブ」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「プロパモカルブ」に係る食品健康影響評価について

・農薬「メチオカルブ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ
55-1 系統」に係る食品健康影響評価について

(5) 企画専門調査会における審議結果について

・平成 20 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて（報告）

・平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書について

(6) 食品安全委員会の 6 月の運営について

(7) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 5 月分）について

(8) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

(説明者)

農林水産省 境畜水産安全管理課長

厚生労働省 國枝基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について
- 資料 1 - 3 「牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤」に係る食品安全
基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2 農薬専門調査会における審議状況について〈ベンダイオカルブ〉
- 資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈プロパモ
カルブ〉
- 資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈メチオカ
ルブ〉
- 資料 3 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統〉
- 資料 4 - 1 平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書のフォローアップについて
- 資料 4 - 2 平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について
- 資料 5 食品安全委員会の 6 月の運営について
- 資料 6 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 5 月分）について

6. 議事内容

◆小泉委員長 ただ今から食品安全委員会第 293 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が御出席です。

なお、今回から委員は〇〇さんとお呼びさせていただきます。

また、各々の専門調査会には、親委員の役割分担を決めておりますので、審議結果、評価結果につきましては、担当委員から概要について説明していただくことを今回からさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

厚生労働省から國枝基準審査課長、農林水産省から境畜水産安全管理課長に御出席いただいております。お願いいたします。

まず初めに、食品安全委員会委員の改選に関する報道について、一言申し上げます。

この度の食品安全委員会委員の改選について、見上さんが委員を退任され、見上さんの後任として村田さんが委員に任命されたという報道が一部にありました。正しくは、本間清一さんが任期満了により退任され、本間さんの後任として村田さんが委員に任命されたものです。見上さんには、食品安全基本法の規定により、後任が任命されるまで、引き続き委員としての職務を行っていただいています。よろしく願いいたします。御心配や、お間違いのないようにと思い、一言申し上げました。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 293 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 11 点ございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料としまして、資料 1 - 2 及び 1 - 3。

資料 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 - 1 及び 3 - 2 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 - 1 が「平成 20 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」。

資料 4 - 2 が「平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について」。

資料 5 が「食品安全委員会の 6 月の運営について」。

資料 6 が「食品安全モニターからの報告（平成 21 年 5 月分）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

(1) 委員長代理の指名について

◆小泉委員長 よろしいですか。

ないようでしたら、本日はまず、「(1) 委員長代理の指名」を行いたいと思います。委員長代理は、委員長に、万一事故があるときに職務を代理していただく委員でございます。

食品安全基本法第34条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する」とあります。

私は以下の2つの点から、見上さんを代理に指名したいと考えております。

1つは、現在、我々が評価しているハザードは、獣医学領域の人獣共通感染症の関連のことが多いこと。もう1つは、今まで委員長としてやってくださっておりまして、私も代理としてサポートいただければ非常に安心でございますので、そういう意味から見上さんを委員長代理とさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、見上さんに委員長代理をお願いいたします。一言ごあいさつをお願いできますか。

◆見上委員 ただ今、委員長から委員長代理の指名を受け、委員長代理を務めることになりました。私の後任の委員が任命されるまでの間になりますが、委員長をしっかりサポートしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

◆小泉委員長 それでは、議事に入ります。

最初に、「(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、動物用医薬品に関し7月3日付けで、厚生労働大臣及び農林水産大臣から2品目、厚生労働大臣から1品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

まず初めに、境畜水産安全管理課長から御説明がありますので、よろしくお願ひいたします。

◆**境畜水産安全管理課長** 農林水産省で畜水産安全管理課長を務めております境でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1-2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、製造販売承認に当たり食品健康影響評価をお願ひするものでございます。

商品名は1にありますように、「ニューカッスル・マレック病凍結生ワクチン（セルミューンN）」でございます。

このワクチンは、遺伝子組換えの生ワクチンでございます。この委員会に評価をお願ひするのは初めてでございます。

このワクチンにつきましては、既に、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、いわゆるカルタヘナ法に基づきまして、第1種使用規程、野外での使用を認めるものなんですけれども、それにつきましては、今年の6月9日付けで、環境大臣及び農林水産大臣から承認を受けているというものでございます。

主成分でございますけれども、ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子を弱毒のマレック病ウイルス1型207株に導入したものでございます。対象動物は鶏。用法・用量でございますけれども、凍結生ワクチンは1アンプル2mL入っております。1,000羽分でございますが、これを融解しまして、専用の溶解溶液200mL当たり1本を懸濁し、鶏の初生ひなの頸部皮下に1羽分0.2mLを1回接種するというものでございます。このワクチンは生ワクチンでございます。アジュバント等は使用されておられませんので、使用制限期間は設定されておられません。

これまでのニューカッスル病のワクチンは、何度も打たなければいけなかったんです。生まれて大体1から4日後、2週間、4週間、その後も2ヶ月単位で打っていく必要があるわけなんですけれども、この組換え体生ワクチンは、1回打てば、ずっと抗体価が維持できるといったメリットがあるものでございます。

効能・効果につきましては、鶏のマレック病及びニューカッスル病の予防というものでございます。

裏にまいりまして、次の製剤でございます。こちらは再審査に当たりまして、食品健康影響評価をお願ひするものでございます。

1にございますように、「鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）」

混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン（TAM））」でございます。

主成分は（1）にありますように、*Eimeria tenella*、*acervulina*、*maxima* のオーシストでございます。

対象動物はブロイラーでございます。

（3）の用法・用量でございますけれども、散霧投与をするというものでございまして、初生から4日齢の平飼いのブロイラーを投与対象としております。本品20mLを5から20倍量に希釈して、輸送箱に収容した1,000羽の鶏に均一に1回散霧するというものであります。これにつきましても生ワクチンでございまして、使用制限期間の設定はございません。

効能・効果につきましては、鶏コクシジウム症の発症抑制ということになっております。

3ページ目にまいりまして、実はこのワクチンは既に1回評価をいただいております、飼料添加の用法としての評価を既にいただいております。

「（1）飼料添加についての経過」にございますように、平成16年10月29日に、再審査に係る諮問をさせていただいております、翌17年1月6日に、安全性に係る新たな知見の報告は認められないという評価をいただいております。今回は投与方法として新たに承認した散霧投与の再審査についての評価依頼でございます。

御説明は以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、厚生労働省の國枝基準審査課長から説明をお願いいたします。

◆國枝基準審査課長 厚生労働省の基準審査課の國枝でございます。資料1-3を御覧いただきたいと思っております。

今回お願いいたしますのは、「牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤」に係る食品安全基本法24条1項に基づく食品健康影響評価でございます。

「1. 経緯」でございます。これについては、農林水産大臣から厚生労働大臣あてにインターフェロンアルファ経口投与剤について、薬事法に基づく承認事項の一部変更ということで、豚に対する効能効果、具体的には、大腸菌性の下痢症における発症日数の短縮及び症状改善の一部承認変更に係る意見聴取がなされたことから、食品中の残留基準を設定することについて、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づいて、食品安全委員会の方に御評価を依頼するものでございます。

なお、本剤については、既に、牛用の動物用医薬品ということで、平成16年3月19日付けで、農林水産大臣から厚生労働大臣に薬事法に基づく動物用医薬品の承認及び使用基準の設定に係る意見聴取がなされたことから、食品中の残留基準を設定することについて、食品安全基本法24条1項1号の規定に基づいて、食品健康影響評価を依頼しており、平成16年7月8日付けで「適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」との評価結果が通知されたものでございます。

厚生労働省では、この評価結果を受けまして、薬事・食品衛生審議会の分科会において審議を行い、残留基準を設定しないこととし、動物用医薬品の承認等については意見はないということで、農林水産大臣に回答したものでございます。

「2. 評価依頼物質の概要」です。本剤は、有効成分として天然型のヒトインターフェロン- α を含む製剤ということで、平成16年7月16日に子牛の下痢症を対象として、既に承認されているものでございます。

「3. 今後の方向」としましては、食品安全委員会での評価結果を受けた後、薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会において、本剤の食品中の残留基準の設定について検討することとしております。

◆小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の御説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問はございませんか。

ないようでしたら、ニューカッスル病・マレック病に係る動物用医薬品につきましては、動物用医薬品専門調査会及び、これは主成分が遺伝子組換え技術を用いて生産されておりますので、遺伝子組換えに関する知見も必要でありますことから、遺伝子組換えの専門家の意見を聴きながら審議をしていただくことにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆小泉委員長 その他の動物用医薬品2品目につきましては、本年3月19日に決定いたしました「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて」に該当すると考えられますので、規定に基づき委員長の指名する委員を中心に、安全性が懸念される新たな知見があるかどうかを確認していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆小泉委員長 それでは、担当委員の見上さんを中心に確認をお願いいたします。よろしいですか。

◆見上委員 かしこまりました。

◆小泉委員長 お願いいたします。境課長、國枝課長、どうもありがとうございました。

(3) 農薬専門調査会における審議状況について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(3) 農薬専門調査会における審議状況について」です。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。

まず、担当委員の廣瀬さんから御説明をお願いいたします。

◆廣瀬委員 それでは、農薬評価書の5ページに沿いまして、概要をお知らせします。

「ベンダイオカルブ」は、カーバメート系の殺虫剤でありまして、ポジティブ制度導入に伴って、主に JMPR 及び豪州の資料を用いて食品健康影響評価を実施いたしました。

各種毒性試験の結果から、ベンダイオカルブ投与による影響は、この剤はカーバメート系ですので、主に脳や全血のコリンエステラーゼ活性阻害及びメカニズムは分かりませんが、ラットあるいはマウスの長期投与試験では水晶体の混濁、あるいは白内障が認められております。発がん性及び生体において問題になるような遺伝毒性は認められておりません。

各試験で得られました無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.35 mg/kg 体重/日であったということから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.0035 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量と設定いたしました。詳しくは事務局から説明をお願いしたいと思います。

◆北條評価課長 それでは、資料2に基づいて、御説明をさせていただきます。

まず評価書（案）の3ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。本農薬につきましては、国内登録はございません。2005年11月に、ポジティブリスト制度導入

に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。今回の評価の要請でございますが、2008年3月に、基本法24条第2項に基づきまして、厚生労働省大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

評価書（案）の6ページの「7. 開発の経緯」にも記載がございますし、廣瀬先生の方から御紹介がございましたように、ベンダイオカルブは、カーバメート系殺虫剤ということで、コリンエステラーゼ活性阻害作用によって殺虫作用を示すとされているものでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページ以降に記載がされております。

「動物体内運命試験」でございます。ラット、マウス、ウサギ、イヌなどを用いて検討がなされております。ラットを用いました試験によりますと、Tmaxは10分、消失半減期が4.4時間ということで、速やかに吸収をされるというものでございます。高用量群では、投与後48時間以内に総投与放射能の95%以上が排泄されたということで、おおむねすべてのものが吸収されると推察されます。尿中に89%、呼気中に6%、糞中に2%が排泄されたという結果となっております。

ラットにおける試験成績と同様の成績が、マウス、ウサギ、イヌにおいても得られているということでございます。

8ページにまいります。「植物体内運命試験」が、てんさい、とうもろこし、水稻、大麦、なたねを用いて検討されております。植物体内におけます主要代謝経路でございますが、11ページの真ん中の方にも記載がございますように、カーバモイル基の加水分解によるM1の生成、N-メチル基の酸化によるM3の生成、M1、M3の抱合化といったような経路が推定されているところでございます。

「毒性試験」につきましては、13ページ以降にその概要が示されております。本農薬がコリンエステラーゼ活性阻害剤ということもございまして、「急性毒性試験」の成績あるいは「反復投与毒性試験」の成績を見ましても、コリンエステラーゼの活性阻害というものに基づいた所見が認められているところでございます。

17ページに飛びます。ラットを用いました2年間慢性毒性／発がん性併合試験の成績がまとめられております。一般毒性に関する所見といたしましては、先ほど申し上げたとおりコリンエステラーゼ活性阻害が認められておりますが、発がん性に関する所見といたしましては、リンパ網内系の腫瘍が用量相関性の増加が認められたということでございまして、その結果につきましては、18ページの「表4」にまとめられているところでございます。

ただ、この結果についてでございますが、200 ppm 投与群では統計学的に有意な増加があった。しかし、個々の腫瘍型並びに悪性リンパ腫及び白血病に大別した場合の発生頻度については、有意な増加は認められず、また、同じ試験機関で同系統のラットを用いた試験におけるリンパ網内系腫瘍の背景データの範囲内であったということでございます。

18 ページには、マウスを用いた発がん性の試験の成績がございまして、発がん性は認められなかったという結果となっております。こういったことから、最終的にはこのものについて、発がん性というものはないであろうという考察になっているところでございます。

18 ページにまいりまして、「生殖発生毒性試験」でございます。ラットを用いました繁殖試験の結果、本農薬につきましては、繁殖能に対する影響は認められなかったという成績になってございます。

一方、発生毒性試験につきましては、ラットを用いた試験につきましては、催奇形性については認められなかったということでございますが、21 ページに記載のウサギを用いた発生毒性試験におきましては、胎児において眼の異常、主に混濁、あるいは恥骨欠損の発生頻度の増加といったようなものが認められたという結果となっております。

21 ページに記載の「遺伝毒性試験」の結果でございます。一部、in vitro の試験で陽性の結果が得られておりますが、その他の試験はすべて陰性ということございまして、本農薬につきましては、問題となる遺伝毒性はないものと考えられたという考察となっております。

最終的な「食品健康影響評価」につきましては、25 ページにまとめられております。繰り返しになりますが、最終的な結論といたしまして、農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量の最小値がラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の 0.35 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0035 mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論となっております。

本評価書（案）につきましては、本委員会終了後、8月7日までの30日間、国民からの御意見、情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようでしたら、私から1つお聴きしたいです。資料2の13ページの「表3」です。

経口の LD₅₀ がラット、マウス、モルモット、ウサギ等では 30 から 40 mg/kg 体重であろうと推測されます。しかも、これではほとんど性差はないだろうということが推測されます。

一方、18 ページを見ていただけますか。「(3) 2 年間発がん性試験 (マウス)」がありますが、そのパラグラフの下から 3 行目、「無毒性量は雄で 250 ppm (42.4 mg/kg 体重/日)、雌で 50 ppm (10.7 mg/kg 体重/日) 未満」と書いてあり、ここでは雄の無毒性量はほとんど LD₅₀ に近い値であると。一方で、雌は 10 未満ということで、ここでは性差があること、また雄の無毒性量が LD₅₀ に近い値であるということについて、なかなか納得がいかないのですが、その辺について、廣瀬さんの方でお分かりでしたら説明ください。

◆廣瀬委員 分かりました。少しデータの解釈に誤解があるようですので説明します。

13 ページの「表 3」は、急性毒性試験です。まず、ラットから説明したいと思います。ラットでは Wistar 系の雄で LD₅₀ が 40 から 64、雌では 34 から 40。

次に 17 ページの下から 5 行目辺りから、2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の NOAEL が出ております。この試験は SD ラットを用いておりますけれども、雄で無毒性量が 0.35。これは水晶体の混濁を毒性の指標としております。なお、ここでコリンエステラーゼの阻害を毒性の指標とすると NOAEL が 0.72 になります。雌ではコリンエステラーゼの阻害が毒性の指標で 0.86。SD ラットの急性毒性の LD₅₀ は 108 から 156 ですので、ラットにつきましては LD₅₀ と NOAEL の差がかなりあるということになると思います。

次のマウスのデータです。LD₅₀ 先ほどの 13 ページの「表 3」になりますけれども、CFW マウスというあまり聞き慣れた系統ではないマウスを使っております。それに加えてマウスでは雄の LD₅₀ のデータが示されておられません。

まず雌から説明しますと、雌では LD₅₀ が 45 mg。これはコリンエステラーゼの阻害が毒性の指標となっております。2 年間の発がん性試験になりますと、18 ページになりますが、マウスの系統は ICR 系でありますから、ストレインの差があります。NOAEL は雌で 10.7 mg 未満となっておりますけれども、これはやはりコリンエステラーゼの阻害を指標としたものではありません。

雄になりますと、LD₅₀ のデータはありません。2 年間の発がん性試験の NOAEL は 42.4 mg ということですのでけれども、やはりこの場合も白内障が毒性の指標となっております、コリンエステラーゼの阻害が指標にはなっておられません。

こういうことで、マウスにつきましては、雄の LD₅₀ のデータがない。急性毒性と発がん性に用いたマウスの系統が異なっているということ。発がん性試験のためにコリンエステ

ラーゼを測定していないというようなことがあって、マウスでは、結局、コリンエステラーゼの阻害を指標とした場合、LD₅₀と発がん性試験のNOAELがどのくらい離れているかということが正確には分からないということになるかと思えます。

しかしながら、もしこれが測定してあれば、恐らくマウスでのNOAELは、雄では42.4以下、雌はもともと10.7未満ですけれども、更にそれより下になっていたのではないかと思えます。そういう場合には、LD₅₀と長期の試験のNOAELの差が少し開いてくるのではないかと考えております。

なお、一般的にコリンエステラーゼ阻害剤、特にカーバメート系の農薬の場合には、急性毒性とより長期の試験のNOAELの幅がかなり少ないということがありまして、例えばアルジカルブというカーバメート系の農薬がございますが、この場合のLD₅₀はラットで0.5～1.3になります。同じラットを用いた慢性毒性／発がん性併合試験のNOAELは、LD₅₀と数字的にはかなり似ておりまして、0.5～0.9というようなことになっております。したがいまして、LD₅₀と長期試験のNOAELが近くても、こういうカーバメート系の農薬の場合には、さほど驚くことではないかと思っております。

以上です。事務局から何かあれば。

◆北條評価課長 特にございませぬ。

◆小泉委員長 私は単純に考えると、LD₅₀は1回投与で半分死ぬ量です。コリンエステラーゼがどうだとかいうレベルではなくて、そのLD₅₀の量を毎日毎日2年間も投与されて、どんなに系統に差があろうと、所見がどうであろうと死ぬ量ですから、それが2年間投与実験の無毒性量というのは、とても常識的には信じられないです。

◆廣瀬委員 ですから、マウスのLD₅₀は分からないんです。

◆小泉委員長 ラットとマウスで種差がものすごくあると、そのような文献があれば私も納得するんですが、マウスとラットで例えば雌だけ比較すると、ほとんど差がないわけです。すると雄だけがものすごく差があるということでしょうか。

◆廣瀬委員 それも分からないんです。

◆小泉委員長 ですから、分からないので、それが無毒性量となるのはおかしいのではないかと思います。

◆見上委員 多分 LD₅₀ の考え方だと思います。急性毒性は毒性を出すための量でこういう結果が出たので、慢性毒性の場合ですね。特に発がん性 2 年間のものですから、比較もできないし、もともとディスカッションすることすらおかしいような気がします。

◆小泉委員長 死ぬ量を毎日毎日与えるわけですね。吸収率が 90% 以上ですから、多分どんなルートであっても、すべて体に入るだろうと考えると、ちょっと理解しにくいなど。ここでは、こういうことを議論しただけでいいかと思います。

その他、何か御意見はございませんか。ないようでしたら、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

◆小泉委員長 次の議事に入ります。

「(4) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬 2 品目及び遺伝子組換え食品等 1 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、まず農薬 2 品目につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、資料 3-1 と 3-2 に基づいて御説明いたします。

資料 3-1、「プロパモカルブ」の評価書でございます。評価書の 4 ページの「審議の経緯」に記載がございますが、本農薬につきましては、1989 年に、初回農薬登録がされております。

2005 年 10 月でございますが、農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。これが第 24 条第 1 項に基づく諮問でございます。

この農薬につきましては、ポジティブリスト制度に基づきまして、暫定の残留基準値が設定されてございまして、2006 年 7 月には、基本法 24 条 2 項に基づいて、厚生労働大臣より暫定基準設定に係る食品健康影響評価についても要請がございました。

農薬専門調査会におきまして、評価書（案）をまとめていただきまして、これにつつま

して、本年1月22日から2月20日まで、国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますが、後ろの方に「参考」としてお付けしているものがございます。この参考の1ページに記載がございますように、1通の御意見をいただいております。

御意見でございますが、1ページ目に記載がございますように、この農薬評価書のうち、ラットを用いました2年間の慢性毒性／発がん性併合試験について、3つほどの所見について、検体投与の影響でないと考えられたという結論となっておりますが、この3つの所見について、検体投与の影響でないという根拠となる試験成績というものが示されていないということで、ここの判断が適切であるかどうかの評価ができないという御意見でございます。

この御意見をいただいたということで、農薬専門調査会の幹事会におきまして、本年5月20日と6月12日の2回にわたり御審議をいただきまして、その審議結果がこの専門調査会の回答として、まとめられているところでございます。

順番に御説明いたします。

まず所見の1番のものでございます。これは1,000 ppmの投与群で認められておりますが、雄の肝細胞変性／壊死の発生頻度が増加しているという点についてでございます。この実際のデータといたしましては、コメントの3ページ以降に別紙1といたしまして「2年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）概要」というものを添付させていただいております。別紙1の9ページを御覧いただきたいと思います。

9ページの「表3」、「非腫瘍性病変発生表（全動物）」でございます。

その肝臓の「変性／壊死」のところでございます。例えば雄で言いますと2、2、4、9と所見の認められた動物数が示されているところでございます。

2つ目の所見の御指摘でございます。これは肺の血管うっ血／浮腫の発生頻度についてでございます。これも別紙1の9ページの「表3」の肺に、「血管うっ血／浮腫」という欄がございます、そこにデータが示されているところでございます。

3つ目の御指摘でございますが、腫瘍性病変のところ、特に皮下組織の線維肉腫の発生頻度についてでございます。これは14ページの「表6」、「腫瘍性病変発生表（全動物）」で、その真ん中の方に「皮下組織」が「線維肉腫」という欄がございます、ここにデータが示されているところでございます。

それぞれの評価につきましては、追って御説明いたしますが、更に先ほどの肝細胞変性壊死、肺の血管うっ血／浮腫の発生頻度が増加しているということで、追加の試験が実施

されております。その結果は、「別紙2」ということで、後ろから2枚目に別紙2「参考資料として提出された2年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）概要」という表でまとめられておまして、そこにデータが示されているところでございます。このように一応御指摘があったということで、評価の基となりますデータを別紙1、別紙2という形でお示しをしております。

この御指摘に対する専門調査会の評価でございます。これにつきましては、後ろから2ページ目になります。「農薬『プロパモカルブ』評価書の変更点」に最終的な専門調査会としての見解がまとめられているところでございます。

ここの「変更後」のところに記載がございますように、まず、肝細胞変性／壊死の発生頻度が有意に増加をしていたという点につきましては、雌では同所見の発生頻度が対象群で最も高かった。同所見は自然発生する病変の1つと考えられている。一方、血液生化学検査において、この所見に関連した項目に変化が見られなかった。

また、参考データではあるが、更に高用量を投与した同系統ラットを用いた慢性毒性／発がん性併合試験。これは先ほどお示ししました別紙2というものでございます。同所見の発生頻度増加は認められなかった。したがって、雄における肝細胞変性／壊死の増加は、検体投与の影響ではないと考えられたという考察となっております。

2点目の御指摘の肺の血管うっ血／浮腫の発生頻度が有意に増加した点につきましては、同所見は急性期変化を示す病変であり、慢性毒性／発がん性併合試験等の持続的暴露により生じた変化とは考えにくく、有意差が偶発的なものと考えられた。また、同所見の発生頻度増加は、本剤のその他の毒性試験及び更に高用量を投与した慢性毒性／発がん性併合試験でも認められなかった。

3点目の御指摘の皮下組織線維肉腫の発生頻度の増加につきましては、傾向検定でも有意であったが、対照群の発生頻度が背景データと比較して低かったためであると考えられた。また、いずれの発生頻度も背景データの範囲内であった。以上のことから、検体投与の影響ではないと判断されたという考察になってございます。

以上、御説明申し上げたとおり、今回の御意見を踏まえまして、該当する部分につきましては、考察を追記する形で修文をさせていただくとともに、参考データとして追加のデータを記載するという形で評価書(案)の修正をさせていただきたいと考えております。なお、専門調査会の見解といたしましては、ADIについては当初のものと変更する必要はないということでございました。

したがって、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知いたしたいと考えて

おります。

資料3-2の「メチオカルブ」でございます。メチオカルブの評価書（案）の「審議の経緯」に記載がございますように、この農薬の評価の要請につきましても、基本法24条2項に基づく評価の要請でございました。本年5月14日から6月12日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いました。

結果でございますが、こちらの方につきましては、最後のページに記載のとおり、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがいまして、専門調査会の評価結果をもちまして、関係機関に通知したいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明及び記載事項につきまして、何か御意見や御質問はございませんか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となります。すなわち、「プロパモカルブの一日摂取許容量を0.29 mg/kg 体重/日と設定する。メチオカルブの一日摂取許容量を0.024 mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆小泉委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等1品目につきまして、説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、資料3-3に基づいて御説明いたします。「パイヤリングスポットウイルス抵抗性パイヤ55-1系統」でございます。

評価書（案）の3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、2006年1月に、厚生労働大臣より遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

評価書（案）につきまして、5月28日から6月26日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますが、最後のページを御覧いただきたいと思いますが、1通の御意見をいただいております。これだけの期間にわたって流通をしており、健康被害などの大きな

問題が生じていないことを考慮すべきではないか。これは十分安全ではないかということをおっしゃっております。

2つ目といたしましては、リスク評価を適正に行うことは当然ですが、むしろリスクコミュニケーション、リスク管理の面で、政府にしっかりとした対応を採るように要望しますということで、これは遺伝子組換え食品につきまして、広く一般の安全性について周知すべしというような御意見と思われまます。

3つ目でございます。専門調査会としては、長期間にわたって審査を続け、厳正な姿勢で臨んできたと言えるのではないかと。問題があるものという印象は得られなかったということです。全体といたしましては、安全性に問題がないものと考えているという御意見と思われまます。

この2つ目の御意見につきましては、このパパイヤのみならず、遺伝子組換え食品全般については、意見交換会の実施、あるいは季刊誌で特集するなど、安全性について情報提供を行っているところですが、今後とも、リスクコミュニケーションに努めてまいりたいと考えておりますという回答とさせていただきます。

以上のようなコメントをいただきましたが、評価結果等には変更はございませんので、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 分かりました。それでは、今の御説明の内容及び記載事項につきまして、何か御意見や御質問はございませんか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断される。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（５）企画専門調査会における審議結果について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に入ります。

「（５）企画専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、企画専門調査会の担当委員である長尾さんから報告をお願いします。

◆**長尾委員** 企画専門調査会では、6月23日に行われました第30回会合におきまして、「平成20年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ」を行うとともに、「平成20年度食品安全委員会運営状況報告書について」審議を行いました。審議において、食品安全委員会の今後の運営等について、いろいろな議論もございましたが、フォローアップ及び運営状況報告書ともに、原案どおり了承されました。

その報告書の18ページにありますけれども、運営状況報告書の総括にありますとおり、平成20年度においては、重点事項を中心におおむね運営計画どおりに進めることができたのではないかと考えております。

詳しい内容につきましては、事務局から説明願います。

◆**大久保総務課長** それでは、お手元の資料4-1に基づきまして、御説明いたします。表紙がございますけれども、7月7日付けで企画専門調査会の早川座長から委員長あてに6月23日の企画専門調査会の審議結果の報告が来ております。

この中身でございますが、1ページを御覧ください。これは例年どおりでございますが、左側が正に20年度の運営計画そのものでございます。そして、右の欄がその実施状況という構成でございます。

最初に項目の「第1 平成20年度における委員会の運営の重点事項」でございます。その2において、委員会の活動全般について点検を行う。5周年記念行事を行うことが運営計画に位置付けられています。

この実施状況でございますが、(1)にございますとおり、5周年記念事業を9月17日、18日に記載のとおり実施したということを書かせていただいております。

3ページ、「(2) 食品安全委員会の改善に向けた検討について」です。これは去年の7月24日の委員会で検討するということが決定されまして、今年の3月26日、第279回会合で「食品安全委員会の改善に向けて」が決定されたところでございます。さらに平成20年度にこの改善に向けてを先行実施するというので取り組んだものを記載させていただいております。

4ページにまいりまして、(3)でございます。リスクコミュニケーション(広報)改善PTでございます。

これも昨年7月24日の委員会におきまして、検討を進めるということを決意いたしまして、このPTの検討結果につきましては、先ほど御紹介しました「食品安全委員会の改善に向けて」の中に反映させたというところでございます。

5 ページ、「第2 委員会の運営全般」でございます。

「1 会議の開催」で、委員会会合の開催でございます。右の欄でございますように、親委員会は昨年度48回開催しております。②の企画専門調査会については6回開催しております。

6 ページにまいりまして、③のリスクコミュニケーション専門調査会については、7回開催しております。

④の緊急時対応専門調査会については、4回開催したという実績でございます。

7 ページの⑤で評価関係の専門調査会の開催状況でございます。右の欄を見ますと、評価関係では計149回開催しております。一番最後の行の「(2) 調査審議の効率化」で8ページの上、調査審議を効率化するというところで、農薬の毒性メカニズム等に着目した調査審議ができますように、農薬専門調査会の各部会の専門委員の構成を見直す等のことをやったところでございます。

8 ページ、「第3 食品健康影響評価の実施」でございます。1 がリスク管理機関から評価要請のあったものでございます。右の欄を見まして、①に今までの実施状況が書いてございます。食品安全委員会ができましたから、今年の3月末までに管理機関から1,145件の評価依頼がございました。そして、これまでに742件の評価が終了しまして、全体の65%という状況でございます。

また、括弧書きの中で平成20年度1年間のものが出ておりますが、昨年度1年間に限りますと評価依頼は143件、評価が終了したのが190件ということで、かなり滞貨が解消したという状況でございます。

9 ページ。3として自ら評価関係が出ております。右の欄の①を見ますと、昨年度、かび毒関係及びヒ素ということで、3件の自ら評価の案件を決定したところでございます。

10 ページの上の方で、過去、自ら評価案件として決定したものの状況を記載しております。食中毒原因微生物関係、カンピロバクターでございますけれども、これは昨年度に審議を進めまして、今年度になってからでございますが、6月にその評価書を取りまとめたところでございます。

(2)の我が国に輸入される牛肉及び牛内臓関係につきましては、14か国に質問書を出しましたが、昨年度末で10か国から回答、4か国についてはまだ回答を得ていないということで、督促をしているという状況でございます。

(3)の食品中の鉛でございます。これにつきましては、昨年度にワーキンググループを設置しまして、調査審議をしているという状況でございます。

10 ページの 4 はモニタリングの関係でございます。右の欄を見ますと、20 年 4 月に、第 8 回の調査を委員会に報告しております。

11 ページにまいりまして、20 年 8 月に、第 9 回の調査を行いまして、10 月に委員会にその結果を報告しております。

今年 2 月には、第 10 回目の調査を行ったところでございます。

11 ページの 5 は、食品健康影響評価技術研究でございます。右の欄を見ますと、平成 20 年度新規研究課題につきましては、4 研究領域 8 課題を採択したところでございます。

次の○で中間評価も実施しまして、その結果は記載のとおりでございます。

平成 21 年度新規研究課題の選定でございます。これにつきましては、昨年 12 月から今年 1 月にかけて募集をいたしまして、その結果、60 件の応募がございました。これにつきまして、審議しまして、研究課題候補として 6 課題を選定したところでございます。

12 ページ、「第 4 リスクコミュニケーションの促進」がでございます。右の欄を見ますと、昨年度 1 年間で具体的には括弧書きの中に記載しておりますけれども、一部ダブリがありますので、全体では昨年度に 25 回の意見交換会を実施しております。

13 ページの初めの○にございますように、意見交換会については実施後、事後評価をしています。その結果、「参加者における一般消費者の割合」。この目標は達成できませんでしたが、その他については達成できたところでございます。

また、従来からの課題でございました、人材育成講座の受講者の方々に参加していただくということでございますが、これについては昨年度にモデル的な事業を実施したところでございます。

さらに多様なリスクコミュニケーションということで、ここに記載のようにサイエンスカフェを実施する。又は消費者団体と共催で聞きたいことを事前に募集をして、それに答えることを主眼においた意見交換会を実施する等の対応を採ったところでございます。

13 ページの一番下のリスクコミュニケーション推進事業関係でございます。右の欄でございますが、「地域の指導者育成講座」は、昨年度、全国 15 か所で実施しております。

14 ページにまいりまして、「ファシリテーターの育成講座」については全国 8 か所、また、「インタープリターの育成講座」については、全国 7 か所で実施しております。

15 ページにまいりまして、「食品安全モニターの活動」でございます。平成 20 年度 4 月 1 日にモニターの、半分について改選を行っております。また、5 月から 6 月にかけて、全国 7 会場でモニター会議を実施しております。モニターさんの意見を聴きながら、いろ

いゝな改善を加えるというこゝで、平成20年度につましましては小グループに分けまして、意見交換を行うなどの改善措置を講じたところでございます。昨年度、モニターの皆さんから385件の随時報告を受けております。

16ページでございます。5として情報の提供・相談等でございます。右の欄でございますが、ホームページにつましましては、分かりやすい情報発信というこゝで、特に国民の関心が高いと思うものにつましましては、「参考」にありますように、「重要なお知らせ」というこゝで掲載をしております。具体例は小さい字で書いてあるとおりでございます。

また、メルマガについても会員が昨年度6,900人まで達したところでございます。臨時のメルマガも発行するというこゝで、「参考」のとおり昨年度関心の高い事項につましまして、情報発信をしております。

17ページの上の方でございます。季刊誌関係につましましては、昨年9月に特集号を発行しております。また、食品中のカドミあるいはリスクコミュニケーションの新しい試みなどの記事も掲載したところでございます。

マスメディアとの関係というこゝで、4月、7月、今年の3月に意見交換会を実施しております。また、プレスリリースについて、電子メールによる配信等も行っております。

食の安全ダイヤルについては、昨年度、1,069件の相談・問い合わせがあったところでございます。

17ページの7の食育関係でございます。右の欄を見ますと、昨年は8月5日と26日に「ジュニア食品安全委員会」を開催しております。

訪問学習の受入れ等も行ったところでございます。

18ページ、「第5 緊急の事態への対処」でございます。右の欄を見ていただきますと、5月1日の委員会におきまして、平成20年度の緊急時対応訓練計画を決定しております。

3つ目の○でございますが、12月2日に緊急事態におけるメディア対応講習会を実施した。また、今年の3月でございますが、広報技術を主体とした実働訓練も実施しております。

2の体制につましましては、右の欄の2つ目の○でございますが、薬物混入事案のような関係府省が幅広く連携して対応すべき事案につましまして、消費者行政推進担当大臣の下に、「消費者安全情報総括官」制度ができて、この下で政府一体となった対応をしたところでございます。具体例は「参考」のとおりでございます。

19ページ、「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」でございます。2番目で国際協調関係が出ておりますけれども、右の欄にまいりまして、国際会議

等への委員の派遣、あるいは研究者の招へいを行うとともに、（３）でございますが、EFSA等との連携ということで2つ目の○でございます。今年の3月6日に事務局の次長がEFSAを訪問いたしまして、委員会とEFSAとの間で科学的協力及び情報共有を進める意図を表明した書面交換を実施したところでございます。

20ページ、「第7 食品の安全性の確保に関する調査」でございます。食品安全確保総合調査につきましては、右の欄を見ていただきますと、平成20年度においては、15課題を選定したというところでございます。

続きまして、資料4-2を御覧いただきたいと思っております。これも7月7日付けで企画専門調査会の早川座長から委員長あてに、6月23日の審議結果報告が来ているところでございます。これにつきましては、今、御説明しましたフォローアップを正式版として文章に直していったという性格のものでございます。

1ページに「1 総論」がございます。これを簡単に御説明いたします。平成20年度は、食品安全委員会が設立5周年を迎えた節目の年。また、政府において消費者庁の設置に向けて、消費者行政が大きく前進した年と位置付けております。

消費者庁につきましては、昨年9月に関係法案が国会に提出されました。そういう中で、委員会として、「より消費者の目線に立った業務運営」に取り組むことが求められたというような記載しております。委員会につきましては、この大きな転換期をとらえまして、5年間の実績の総括と委員会業務全般の見直しに全力を挙げたという形にしております。そして、この取組として2つほど挙げております。

1つが先ほども説明しましたが、設立5周年の記念事業の関係。

2つ目として、「食品安全委員会の改善に向けた検討」の取組ということで記載しております。

他方としまして、平成20年度は、事故米穀の不正規流通事案、中国における牛乳へのメラミン混入事案ということで、昨年度に引き続き、国民の食品に対する信頼を大きく揺るがす事案が発生した年でもあったとしております。こういう中で①～⑥に掲げます、いわゆる重点事項に沿って事業を行ったという形にしております。

2ページからは、先ほどのフォローアップの内容を文書にしたものなので、省略させていただきます。

18ページの最後の総括を御覧いただきたいと思っております。下の方で3といたしまして、「運営状況の総括」という形でまとめさせていただいております。ここの初めのところでフォローアップを実施したということに記載しておりますが、最後の行で、先ほど長尾委員の

方から説明がありましたけれども、平成 20 年度運営計画に定められた事業については、重点事項を中心におおむね計画どおり進めることができたという結論にしております。

特に、平成 20 年度運営計画の横断的重点事項に位置付けた「5 周年記念事業」、「食品安全委員会の改善に向けた検討」については、委員会として全力を挙げて取り組み、これまでの 5 年間の業務実績の総括、課題の整理を行うとともに、「食品安全委員会の改善に向けて」を取りまとめることができたとしております。平成 21 年度の運営計画においては、取りまとめられた改善方策を着実に実施していくこととしております。

「次に、」ということで評価関係を記載しておりますけれども、平成 20 年度は 143 案件の評価要請に対して 190 件の結果を通知した。平成 20 年度は、平成 19 年度と比べまして、リスク管理機関からの評価要請が少なかったが、評価終了件数はほぼ同程度の水準を維持できたことから、評価未了件数は大きく減少したとしております。

これにつきましては、平成 18 年度以降、農薬専門調査会等において、編成や審議方法の改善を行い、調査審議の重点化・効率化に取り組んできた成果と考えているとしております。また、中国産冷凍ギョウザ問題の原因物質とされた農薬メタミドホスについては、優先して迅速に評価を行うことができたとしております。

自ら評価関係につきましては、平成 20 年度、3 案件を対象に決定したこと。選定に当たって国民から意見等を聴くための新しい試みとして、従来の意見交換会の開催に代えて、意見・情報の募集を行ったということで、「食品安全委員会の改善に向けて」に即した取組を先行実施することができたとしております。

リスク関係につきましては、8 月に調査会でまとめましたガイドラインに基づき多様な意見交換の場の設定に力を注いで、25 回にわたる意見交換会を実施したとしております。具体的にはカドミ関係、クローン関係をテーマとした従来型の意見交換会に加えて、消費者団体と共催して事前に募集した質問に答える新しい形態の意見交換会、また、サイエンスカフェの開催など、新しい試みにも精力的に取り組んだとしております。

リスクコミュニケーション推進事業関係では、従来型の指導者育成講座、ファシリテーターの講座に加えて、新しくインタープリター型を 7 回開催したということ。平成 18 年 1 月にまとめました「リスクコミュニケーションの改善に向けて」に即して事業展開を行うことができたとしております。

20 ページ、緊急時対応関係でございます。平成 20 年度、先ほどの事故米穀の問題、メラミンの問題を受けて、委員会として危害物質についての科学的知見等の情報提供を迅速に行うことができた。今年 1 月の調査会において、「緊急事態等における食品安全委員会

の情報提供のあり方について」をまとめたところであり、今後、当取りまとめに基づき、緊急時において科学的知見等の提供を迅速に分かりやすく、かつタイムリーに行っていくこととしております。

最後に平成21年度の運営計画の重点を①から⑥に記載しております。22ページ以下は、関連資料を取りまとめたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、内容及び記載事項について、御意見、御質問はございますか。ないようでしたらフォローアップについては了承とし、報告書については原案のとおり当委員会として決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(6) 食品安全委員会の6月の運営について

◆小泉委員長委員 それでは、次の議事に移ります。

「(6) 食品安全委員会の6月の運営について」、事務局から御報告をお願いします。

◆大久保総務課長 それでは、資料5に基づきまして、御報告いたします。

「1. 食品安全委員会の開催」の状況でございます。

6月4日に開催されました第288回会合の結果でございます。

(1) 農薬専門調査会から報告されました以下の案件について、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(2) 食品健康影響評価関係でございます。記載の特定保健用食品1品目につきまして検討しまして、リスク管理機関に評価結果を通知しております。

(3) 第77回OIE総会の概要等について、リスク管理機関から報告を受けております。その際、韓国を「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」の対象に加えることとし、今後、プリオン専門調査会の見解に従って評価を進めていくことが決定されております。

その他、食品安全委員会の5月の運営について報告しております。

6月11日に開催されました第289回会合の結果でございます。

(1) 農薬6品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

(2) 添加物専門調査会、農薬専門調査会から報告されました以下の案件について、国

民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3) 食品健康影響評価でございます。記載の農薬1品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(4) 専門調査会の所掌の変更及び専門委員の改選につきまして、事務局から説明後、案のとおり決定しております。

(5) 平成20年の食中毒発生状況の概要につきまして、リスク管理機関から報告を受けております。

6月18日に開催されました第290回会合の結果でございます。

(1) 新開発食品1品目につきましてリスク管理機関から説明を受け、その結果、評価要請の取下げとして処理するという決定をしております。

(2) 農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3) 食品健康影響評価でございます。記載の動物用医薬品3品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(4) 食の安全ダイヤル。これは5月分でございますが、事務局から報告しております。

6月25日に開催されました第291回会合の結果でございます。

(1) です。農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会、化学物質・汚染物質専門調査会、遺伝子組換え食品等専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(2) 食品健康影響評価でございます。表の記載の案件について検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(3) 食品安全モニターからの報告。4月分について報告しております。

(4) 食品安全委員会委員としてのこの3年間を振り返って、各委員から御発言をいただいたところでございます。

「2. 食品安全委員会ワーキンググループ会合の開催」の状況でございます。

食品による窒息事故に関するワーキンググループの第1回を6月10日に開催しております。

「3. 専門調査会の運営」の状況でございます。以下は開催日時のみを紹介とさせていただきます。

企画専門調査会につきましては、第30回会合を6月23日に開催しております。

添加物専門調査会につきましては、第72回会合を6月22日。第73回会合を6月29日

に開催しております。

農薬専門調査会につきましては、第 24 回確認評価第一部会を 6 月 10 日。第 52 回幹事会を 6 月 12 日。第 31 回総合評価第二部会を 6 月 24 日。第 24 回確認評価第二部会を 6 月 30 日に開催しております。

動物用医薬品専門調査会につきましては、第 111 回会合及び第 112 回会合を 6 月 19 日に開催しております。

器具・容器包装専門調査会につきましては、第 5 回の生殖発生毒性等に関するワーキンググループを 6 月 8 日に開催しております。

化学物質・汚染物質専門調査会につきましては、第 5 回幹事会を 6 月 11 日。第 7 回鉛ワーキンググループを 6 月 17 日に開催しております。

遺伝子組換え食品等専門調査会につきましては、第 71 回会合を 6 月 19 日に開催しております。

新開発食品専門調査会につきましては、第 58 回会合を 6 月 8 日。第 59 回会合を 6 月 22 日に開催しております。

「3. 意見交換会等の開催」でございます。

鶏肉中のカンピロバクターに関する評価結果につきまして、6 月 3 日に福岡県、6 月 5 日に東京で、意見交換会を開催しております。

最後でございますが、「共に考えよう。食の科学 トワイライトセミナー」を 6 月 26 日にこの赤坂のビルで開催しております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等がございましたらお願いします。ないようでしたら、次の議事に移ります。

(7) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 5 月分）について

◆小泉委員長 「(7) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 5 月分）について」、事務局から報告をお願いします。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元の資料 6 に基づきまして、「食品安全モニターからの報告（平成 21 年 5 月分）」について御報告いたします。

食品安全モニターから、5 月中に 31 件の報告がありました。報告の具体的内容について

は2ページを御覧いただきますと、「1. 食品安全委員会活動一般関係」については、2件報告されております。

「自ら評価にも力を注いでほしい。今後も緊急時には食品安全委員会としての見解を各種広報媒体を通じて発信していただきたい」という御意見がありました。

これに対しまして、「自ら評価については、国民の意見をより反映するため、案件の募集方法や選定プロセスの見直しの改善方策に取り組むこととしています。また、中長期的な取組の方向性としては、自ら評価に主体的かつ積極的に取り組むことのできる事務局体制を整備していく必要があると考えています。

緊急時対応については、今後、委員会の役割を科学的知見の提供に重点化し、消費者庁と効果的な連携を図りつつ、科学的知見や委員会としての見解を各種広報媒体を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信してまいります」とコメントをしております。

「食品安全委員会ホームページ上に、モニター専用ページを開設し、フォーラム、掲示板を活用したモニター間の情報交流の促進を提案いたします」という御意見がありました。

これに対しまして、「御提案いただきました食品安全モニター専用のページの開設については、掲載された情報の責任の所在や管理・運営を行っていく上で解決すべき課題も多いことなどを踏まえると、現時点で対応することは困難と考えています。

しかしながら、平成21年度モニター会議において、『食品安全モニターのネットワーク作成等について』を配布して、名簿を作成することとしています。まず、この名簿を御活用いただき、電子メールなどでモニター間の情報交換を行うなど、積極的にモニター活動に役立てていただければと思います」とコメントしております。

「2. リスクコミュニケーション関係」については、7件報告されております。

「報道関係者とのリスクコミュニケーションこそ必須と考えます」という御意見や、「情報を浸透させるためには、記事を市町村の広報等に随時載せる、地区の回覧板を利用する等の工夫が欲しい」という御意見などがございました。

これらに対しまして、食品安全委員会の様々なリスクコミュニケーションの取組を紹介しておりますが、御意見に関連する箇所といたしましては、4ページでございますが、「食品の安全性に関する情報を伝える上で、マスメディアの果たす役割は大きいことから、プレスリリースを行い、積極的にマスメディア関係者への情報提供をし、その内容についての問い合わせの対応を行っております。さらに、定期的な懇談会を継続実施することなどを通じて、今後とも、マスメディアの理解の増進や、透明性のある適切な相互協力関係の構築に努めてまいります」、中ほどですが、「地方公共団体等の関係団体に対し、季刊誌

掲載記事を電子データ等の利用しやすい形で定期的を送付するなど、これらの団体が広報誌に掲載しやすい形で提供し、記事掲載の働きかけを行うこととしております。

今後とも、地域への情報提供について、食品安全モニターの皆様にも御協力をお願いしたいと考えています」とコメントをしております。

新型インフルエンザについて、「豚肉や豚肉を使用した加工食品への風評被害による影響が懸念されましたが、行政による迅速な情報発信のおかげで、今回は大きな混乱を回避できたのだと思います」という御意見などがございました。

これに対しまして、5ページでございますが、「委員会からは、科学的知見に基づいた委員長の見解を公表するとともに、ホームページやメールマガジンを通じて、広く国民の皆様呼びかけを行ったところです。

今後も食品の安全性の確保のため、関係機関と連携し、今回の事案のような場合に国民の皆様が過度に心配しないよう、迅速でより一層分かりやすい情報の提供に努めてまいります」とコメントをしております。

DVD「気になる農薬～安心して食べられる？」について、「大変評価できるものでした。しかしながら、農家が農薬を使うことの必然性と整合性の説明にもう少し工夫を望むところです」という御意見がありました。

これに対しまして、6ページでございますが、「各種の広報媒体についてより見やすく、分かりやすいものにするるとともに、読者や視聴者の御意見を参考にして改善を進めることとしております。具体的な工夫や改善の方法など御提案がありましたら、随時お知らせください」とコメントをしております。

「3. 食品添加物関係」については、1件報告されております。

「食品添加物の安全性について、一般消費者に対して、専門家が理解しやすい説明を十分して、不安のない食生活ができることを望む」という御意見がありました。

これに対しまして、「食品安全委員会では、リスク評価結果等の内容を分かりやすく解説したDVDを作成しており、食品添加物については『気になる食品添加物』において、どんなものなのか、どのように安全性を評価しているのかをドラマ形式で楽しく解説したDVDとなっています。ホームページにおいて閲覧いただけます。また、貸出申込みの見出しも掲載しています」とコメントをしております。

「4. 農薬関係」については、2件報告されております。

「アジンホスメチルに係る食品健康影響評価に関する審議（案）について、直接口にする食品ではなく、間接的に摂取される物質についても、多岐にわたる様々な評価内容を基

に審議されていることに関して、国民として少し安心しております。なお、評価書の動物体内運命試験のラット①、②において、『匹数不明』のデータからは何も得られず、極端に言えば、掲載不要と考えます」という御意見がありました。

これに対しまして、「アジンホスメチルは、ポジティブリスト制度において、暫定基準が設定された農薬の1つであり、過去に国内で評価が行われていないことから、海外の評価機関による評価書等を参照し、評価を行いました。

そのため、一部の動物体内運命試験ではラットの匹数が不明であるなど、試験の詳細なデータが確認できないものがありました。

しかし、これらの試験も本農薬の特性を判断する上で、有益な情報を含んでいると判断し、評価書に記載しております」とコメントをしております。

また、「農薬の適正使用について、国の厳しい指導が必要だと思う」という御意見がありました。これに対しまして、農林水産省からのコメントを掲載しております。

8 ページ、「5. 食品衛生管理関係」については、11 件報告をされています。

「新型インフルエンザの豚肉全体への風評被害を防ぐために、農林水産大臣が発表していた『豚肉の滅菌』に対して、若干の疑問を感じた」という御意見や、「豚インフルエンザの名称について、誤解を生じるような名称を大至急訂正して、更なる誤解を防ぐ必要がある」という御意見がありました。

これに対しまして、「当初、豚由来のインフルエンザとして報道され、豚肉・豚肉加工品に対して、国民の皆様の間で不安が高まっていたことから、委員長見解を公表するとともに、ホームページや臨時のメールマガジンを通じて、広く国民の皆様呼びかけを行ったところです。併せて、ホームページの更新では、調理の際には、食中毒予防の観点からの一般的な食品の調理の際の注意と同様に、生肉は十分加熱することなどの衛生的な取扱いに留意していただくように呼びかけを行いました」とコメントをしております。

9 ページ。併せて農林水産省からのコメントを掲載しております。

また、中国産冷凍ギョウザなど、輸入食品の安全性確保についての御意見や、10 ページ、RO 浄水器、逆浸透膜浄水器の水の安全性についての御意見や、11 ページでございますが、車両などによる移動弁当販売店の安全管理に関する御意見や、酒造用のお米の不正な流通についての御意見や、12 ページですが、「非常食には、安心・安全を守るルールや規定はあるのでしょうか。非常食として発売できる食品の明確な安全ルールを周知されると、より安心できると思います」という御意見や、マスクやアルコール消毒剤等の衛生資材の食品事業者に対する安定供給についての御意見がありました。これらに対しまして、厚生

労働省や農林水産省からのコメントを掲載しております。

13 ページ、「6. 食品表示関係」については、3 件報告されております。

「ハチミツ会社の偽装について、悪質な表示を繰り返していた事件に対して、製造中止命令等に匹敵するほどの処分を下すべきである」という御意見や、14 ページでございますが、「食品の塩分などの栄養表示について、実際に食べるときは、ゆでるなどの加工するために成分が増減して、実質的に意味をなさないものもあり、是非とも改善すべきである」という御意見や、15 ページでございますが、「食品表示について、消費者は原料の生産地についても食品選びには必要で関心が高い。統一的な食品表示の検討が必要と思う」という御意見がありました。これらに対しまして、厚生労働省や農林水産省からのコメントを掲載しております。

「7. その他」については、5 件の報告がされております。

ベビー用おやつによる窒息事故に対する安全対策についての御意見がありました。

これに対しまして、「食品安全委員会としても、ホームページにおいて、窒息事故を防ぐための情報提供を行っているところです。

具体的には、食べ物による窒息事故を防ぐために必要な情報・応急措置等を掲載し、ベビー用のおやつについても、乳幼児の食べる機能の発達には個人差があることを踏まえて、注意喚起を続けています。

痛ましい事故を少しでも減らすために、是非一度御覧ください」とコメントをしております。

環境制御型水耕栽培野菜について、「行政等の検証とガイドラインの策定が消費者の安心と健全な業者を育成する上で必要と考える」という御意見がありました。これに対しまして、農林水産省からのコメントを掲載しております。

17 ページでございますが、その外、「山菜の採取について」などの御意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

報告は以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等はございませんか。

なかなかお答えにくいかもしれませんが、2 ページの消費者庁との関連なんですが「消費者庁と効果的な連携を図りつつ」と書いてありますが、具体的にはどういうふうにかえたらよろしいですか。

◆酒井情報・緊急時対応課長 1点はつきりしていますのは、総括官会議ということで、関係府省との連携体制が整っております。これについては消費者庁ができた以降も機能させると伺っておりますので、まずその点での連携があらうかと思えます。

その外、関係の各課、何を担当するかは今後決まっていくと思えますけれども、そういったところと私どもの課とも連携を取りながら、情報交換をしてみたいと思えます。まだ不明な部分もありますので、今後方針として確認をしておきたいと思えます。ありがとうございました。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、外に議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、これで本日の委員会のすべての議事を終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第293回会合を閉会いたします。

次回の委員会会合につきましては、7月16日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

10日（金曜日）10時から、遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開。

13日（月曜日）14時から、新開発食品専門調査会が非公開。

15日（水曜日）10時から、食品による窒息事故に関するワーキンググループが公開で開催される予定ですが、一部は非公開となります。

さらに、同日14時から、農薬専門調査会確認評価第一部会が非公開で開催される予定となっております。

以上です。どうもありがとうございました。